「表紙井」9枚」

令和5年5月

定例総会議事録

日田市農業委員会

- I 日 時 令和5年6月8日(木曜日) 午後2時00分
- 2 場 所 日田市役所7階 大会議室
- 3 出席委員
 - Ⅰ番 石井照久 II番 河津裕治
 - 2番 松原忠雄 12番 川津清則
 - 3番 横田秀喜 13番 財津満寿光
 - 4番 江藤義幸 14番 中島浩司
 - 5番 左原三枝子 15番 美野英俊
 - 6番 綾垣和子 16番 伊藤明美
 - 7番 森 克男 18番 財津政美
 - 8番 飯田隆 19番 髙瀬義德
 - 9番 湯浅正徳
 - 10番 川津美利
- 4 出席事務局職員

係総括 今田秀樹 主査 小野芳也 主任 中村 仁 主任 太郎良悠希

5月定例総会議事日程

- Ⅰ 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
 - 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
 - 第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件
 - 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件
 - 第5号 現況証明書(非農地証明書)の発行について
 - 第6号 日田市農業委員会事務規定の一部改正について
 - 第7号 日田市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定について
 - 第8号 6月調査委員の選任について

追加議案

- 第9号 日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について
- 6 報告
 - 第1号 「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」に対する回答ついて

7 その他

- (1) 6月現地調査
 - 日 時 6月26日(月)午前9時~ ※ 調査委員のみ
- (2) 6月調査委員会
 - 日 時 6月29日(木)午前9時~ ※ 会長、副会長、調査委員
- (3) 6月定例総会

日 時 7月 IO 日 (月) 午後 2 時~ 会 場 7階 大会議室

(4) 行事日程

6月22日(木) 常設審議委員会(大分市) ※会長

- (5) その他
 - ・「5月分 農業委員会活動記録簿」の提出日
 - ・「5月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

事務局

(今田秀樹)

皆さんこんにちは。

それでは定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。

本日は、17番原田文利委員から欠席届が出ております。また推進委員は、東大山地区の矢羽田委員、三芳地区の福井委員から欠席連絡が入っておりまして、大鶴地区の佐谷野の委員から、遅れるとの連絡が入っておりましたので、御報告いたします。

総会の成立でございますが、委員総数19名中、出席委員18名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することを御報告いたします。

また、会議に入ります前にお断りさせていただきますが、議事進行上発言される場合は挙手をして、議長が指名をした後に、発言されるようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくかマナーモードにしていただきますよう、再度確認をお願いいたします。

それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の 議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長お願いいたします。

議長

(石井照久)

こんにちは。足元悪い中、出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先月の30日と31日に、東京の方でありました会長会の全国大会に出席させていただきました。その中で、来 賓の方々の意見の中には、これから先、やっぱり農業に力を入れていかないと駄目だと、挨拶の中でもございま したし、農業委員・推進委員の報酬を上げてもらいたいという、そういう有り難い意見もございました。

そのあと、泊まるホテルの方で、県選出の国会議員の方々とは懇談会を持ちました。自民党の方々が5名で、 立憲民主党 | 名の方々の国会議員の中で、やっぱり一番印象に残ったのは、みんな、やっぱりいいことしか言わ んとですよ。農業委員会の会長が集まったところでですね、その中で、衛藤代議士の方と直接話しまして、今、 国が進めている、知っている人もいるかもと思いますけど、再生協議会の中で話しましたけど、国の方が、食料 の安全保障ということで、有事の場合の事例を、今、法整備を進めております。有事というのは、ロシアがウク ライナ侵攻した、そういう感じで戦争ですね、一つは大災害。そのときに農家の方々から、穀物を強制的と言いますか、そういうことを今検討しております。衛藤征士郎代議士の方に直接話しましたのは、有事の場合は、もちろん日本の農家でございますので、協力いたしますけど、平時の場合、戦争の無い平時の時に、いかに農地を守るか、そういうことを直接、衛藤征士郎代議士の方と話させていただきました。その件については、もう恐らく、国は法整備が終わっていると思いますけど、そういうことで衛藤先生の方が、話をするそうでございます。そういう有り難い話もいただきました。それで、あと、残りの国会議員の方々と懇談をいたしましたけど、なるべく農地を守ってくれ、という意見が多くございましたので、一応報告だけとしておきたいと思います。

それでは、着座いたしまして議事を進行してまいりたいと思います。会議規則第17条により議事録署名委員は 議長から指名させていただくことに異議はございませんか。

(はいの声)

議長

(石井照久)

それでは、議事録署名委員は、3番 横田秀喜議員、16番 伊藤明美委員のお二方にお願いしたいと思います。

それから議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。

事務局

(今田秀樹)

はい。本日、議案の方、訂正が「箇所ありますので、よろしくお願いします。

ページ数でいきますと5ページ、第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請の件についてです。8番目、5ページの8番が、議案の発送後に、申請者より、申請の取下げがありましたので、この8番ごと削除していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

議長

(石井照久)

ありがとうございます。今回の早速議案の審議に入りたいと思います。

今回の調査委員は、11番 河津裕治、13番 財津満寿光委員、19番 髙瀬義德委員の3名の方でございまし

た。調査委員長を19番の髙瀬義徳委員の方にお願いしたいと思います。

それでは、髙瀬委員の方に、現地調査などについて一言お願いしたいと思います。

調査委員 (髙瀬義徳)

今月の調査委員の髙瀬です。5月25日に、河津委員、財津満寿光委員、事務局と現地を見てまいりました。よろしくお願いしたいと思います。

議 長 (石井照久)

はい。ありがとうございます。それでは、I第I号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件、8件でございます。事務局は説明をお願いいたします。

事務局 (太郎良悠希)

はい。それでは、議案Iページ、議案第I号農地法第3条についてです。今月は8件申請がありました。

番号24、大字東有田〇で、地目は台帳・現況ともに田、面積が1,590㎡です。譲渡人は福岡県の〇さんで、譲受人は日田市有田町の〇さんです。相続したものの管理出来ないため譲り渡したい、譲り受けて新規に就農したい、とのことでの申請です。場所は、 I 番近くにあるのは有限会社井上塗装さんです。その他、東有田振興センターや東有田中学校がこの位置にありまして、赤く丸をしているところが、今回の申請地。こういった位置関係になっております。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが字図です。現況は、このようになっております。赤の線で囲んでいる手前側、この部分が申請地です。

続いて25番です。25番から、ページが変わって28番までは、4名の方が、お一人の方に、土地を譲るというものになっております。先に、25から28までのおおよその場所など、御説明いたしますと、パワーポイントの方をご覧ください。大明小中学校が、この位置にございまして、おおよそこの赤の丸二つありますが、この辺りにある土地が申請地という風になっております。で、それぞれ航空写真と字図を重ねたもので見ますと、このようになっております。赤で囲んでいるのが、それぞれ一筆になっています。これが今回、審議いただきたい土地と、その場所ということになっております。これから、おおよそ見えるかと思いますが、基盤整備後、大きな一筆の中に、細かく土地が分かれていたという風なものになっております。

では、それぞれの案件、御説明いたします。

番号25、大字大肥〇、地目は台帳・現況ともに田、面積が1,585㎡です。譲渡人は熊本県の〇さんで、譲受人は日田市大肥本町の〇さんです。体調不良のため譲り渡したい、譲渡し人の申し出により引き受け、規模拡大したい、とのことでの申請です。場所は、先ほど御覧いただいた航空写真のうち、こちらです。この赤く囲んでいる一筆になっております。現況の様子としては、この緑色に写っている範囲、この長方形ですね、この範囲が大きな | 枚になっておりまして、その中に、一筆あるというような状況です。字図で見るとこのようになっております。こちらが現況の様子です。なかなか周りに目印になるような建物なども無かったので、正確にここという風には線を引けてないんですが、おおよそこの辺りだろうということで、破線でお示ししております。奥に見えますのが、この後登場します〇というところになっております。

続いて、ページが変わりまして26番です。大字大肥〇で、地目は台帳・現況ともに田、面積が873㎡です。譲渡人は、日田市大肥町の〇さんで、譲受人等は、先ほどの25番の案件と同じようになっております。こちらの場所は、大明小中学校のおおよそ北側に位置する赤く囲んでいるところです。字図で見ると、このようになっております。こちらが現地の様子です。

続いて、27番です。大字大肥〇と〇、地目は台帳・現況ともに田、面積が合計で1,447㎡です。譲渡人は日田市小迫町の〇さんで、譲受人は、これまでの案件と同じでございます。場所が、今、スライドの方でお示ししているところ、大明小中学校の北側にあります、少し離れておりますが2筆、赤く囲んでいるところです。字図で見ると、このようになっております。まず、こちらです。〇の現地の様子が、このようになっております。こちらは、ひとつの地番、一筆で I 枚の田んぼというような様子でございました。もうひとつ〇の現地の様子は、このようになっております。この見えている I 枚が、ひとつ前の案件です。ひとつ前の案件、26番で見ていただいた案件と同じ I 枚の中の I 区画というようなものになっております。

続いて、28番です。大字大肥〇と〇、地目は台帳・現況ともに田、面積が合計で2,980㎡です。譲渡人は、福岡県の〇さんと〇さんで、2分の I ずつの共有地となっております。譲受人等は、これまでの案件と同じです。場所が、大明小中学校の北側と東側にございます。赤く示しております2筆です。まず、東側にある方、〇です。字図で見ると、このようになっております。現地の様子は、このようになっております。こちらは、最初の25番の時に、御覧いただいた奥の方に黄色でお示ししていたところになります。赤く囲んでいるのが、今回の〇

の範囲で、○は黄色で囲んでおります。こちらは、25番の案件の時に見ていただいたところです。もう一筆です。○の字図がこちらで、現地の様子は、このようになっております。赤く囲んでいる範囲です。

では、続いて29番です。大字東有田〇ほか2筆の計3筆で、地目は台帳・現況ともに全て畑、面積が合計で 5,873㎡です。譲渡人は日田市松野町の〇さんで、譲受人は日田市神来町の〇さんです。後継者がいないので譲 り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。場所が、松野原の一角にある赤く丸をしてい るところです。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが字図です。それぞれの土地の現況の写 真が、このようになっております。いずれの土地も、綺麗に管理されておりました。

ページが変わりまして、30番です。大字石井〇ほか2筆の計3筆、地目は、台帳畑及び田、現況は全て畑、面積が合計で527㎡です。譲渡人は千葉県の〇さんで、譲受人は福岡県の〇さんです。遠方に居住しており管理が出来ないため譲り渡したい、譲り受けて新規に就農したい、ということでの申請です。まず場所の御説明です。近くには、ガランドヤ古墳公園がございまして、その西側、赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。この案件につきましてですが、3月までにございました下限面積以下の面積になる案件となりますが、1月10日の定例総会で別段面積の指定をしておりますので、仮に、現在も下限面積の条件があったとしても、その点については問題ないものと考えております。また、この後の4条・5条の際に御説明いたしますが、譲受人の方は、現在福岡県にお住まいですが、日田へ移住する予定となっております。こちら〇の隣のこの土地が、後ほど4条で、こちらが5条で出てくる予定です。こちらの建物、今見えていますが、ここに移住される御予定ということで伺っております。では、こちら字図を御覧いただきます。このようになっております。それぞれの土地の様子ですが、このようになっております。

それでは、31番です。中津江村合瀬〇ほか8筆の計9筆で、地目は台帳・現況それぞれ田と畑、面積が、合計で3,477㎡です。譲渡人は兵庫県の〇さんで、譲受人は日田市中津江村の〇さんです。遠方に居住しており管理が出来ないため譲り渡したい、譲り受けて新規に就農したい、とのことです。新規の就農という風に台帳上はなりますが、実際には譲受人の方が、既に管理をされているということで伺っております。場所は、中川内婦人活動促進センターが近くにある一帯に農地が点在しております。航空写真で見ると、このようになっております。例えば、この土地を見ていただけるとイメージがつきやすいと思うのですが、一筆の中に複数枚田んぼがあった

りしますので、この後現況の写真御覧いただきますが、全体像としては、この写真から捉えていただくのがよろしいかと思います。こちらが字図です。この〇から順に、現地の様子を見ていただこうと思います。いずれの土地も、田植の準備をしているように身受けられました。この部分については、特に田植の準備などという風ではなかったので、議案書上は、現状のところは、畑として整理しております。

それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長から御意見をいただこうと思います。

調査委員 (髙瀬義徳)

それでは、御意見を申し上げます。私たちが見た限り、特に問題はないと思います。

事務局 (太郎良悠希)

ありがとうございました。それではチェックシートについてです。農地法3条については、資料No.IのIページと2ページになっております。全ての項目に該当しないことが許可の条件ですが、書類審査・現地調査で該当しないことを確認出来ております。私からは以上です。

議長 (石井照久)

はい。ありがとうございます。事務局の報告にあるように、また調査委員長の報告にあるように、許可との結論でございます。皆さんの中で何かあれば、御発言いただきたいと思います。ありませんか。はい。無ければですね。この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。御承認いただけますでしょうか。御賛同の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 (石井照久)

はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。

引き続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、5件でございます。事務局は説明を お願いいたします。

事務局

(小野芳也)

はい。それでは、私の方から、農地法第4条について説明いたします。議案書の方は、5ページになります。 今月は、4件申請が出ております。

まずは、番号7番です。大字有田〇、地目は、台帳畑、現況宅地、面積は956㎡の第2種農地です。申請人は、中尾町の〇さんです。申請理由は、既に住宅や倉庫を建設しているものの、許可を得ていなかったため申請するもの。です。こちらは、追認の案件となっております。場所ですが、こちら赤い丸で示しているところが、対象の農地となっております。近くには、求来里川が流れております。続きまして、こちらが航空写真です。この赤で囲んでいる部分が、対象の農地となっております。写真を見てお分かりになると思いますが、もう既に、こちらの家や倉庫、あとは庭とになっているような状況でございます。続きまして、こちらが字図です。続きまして、こちらが現況の写真です。範囲が広かったので、写真は2枚に分かれております。こちらも、既に左奥には家が建っておりまして、その右隣には、もう倉庫がございます。こちらの右の端、こちらの方は、もう庭として使用している状況です。続いて2枚目の写真にまいります。こちらが2枚目の写真です。こちらも同じく、倉庫が建っているような状況になっております。

では、続きまして、ページが変わりまして、6ページ目にまいります。

番号は9番です。対象農地は、大字西有田〇、地目は台帳畑、現況山林、面積は2,851㎡の第2種農地です。申請人は坂井町の○さんです。申請理由は、既に植林しているものの、許可を得ていなかったため申請するものです。こちらの案件も,追認となっております。場所ですが、こちら赤い丸で示しているところが、対象の農地です。近くには、三和酒類株式会社さんがございます。こちらが航空写真です。この赤で囲んでいる部分が、対象の農地です。こちらも航空写真で見て分かるように、もう山林の様相を呈したような状況です。続きまして、こちらが字図です。続きまして、こちらが現況写真です。こちら写真の手前側、この辺りのピンクのリボンをかけている苗がありますが、こちらもクヌギを今年の2月に、植林したということで、このリボンがかかっている部分は、今年の2月に植林した部分になります。こちら左の奥、鬱蒼と木が生い茂っているところなんですけど、こちらは、もう既に植林して40年が経っているとのことで、このような状況になっております。

続きまして、番号10番に入りたいと思います。対象農地は、大字石井〇、地目は、台帳田、現況雑種地面積は

112㎡の第3種農地になります。申請人は、千葉県の○さんです。申請理由は、既に駐車場として利用しているものの許可を得ていなかったため申請するものです。こちらの案件も、追認の案件となっております。場所ですが、こちら先ほど、3条の方でお話がありましたところと同じ場所になります。ガランドヤ古墳が近くにございます。航空写真は、このようになっております。この赤で囲んでいる部分が、対象の農地です。こちらが字図となっております。こちらが現況の写真です。赤で囲んでいる部分が、対象の農地となります。

では続きまして7ページ目にまいります。

番号はII番です。対象農地は大字友田〇。地目は、台帳畑、現況宅地、面積はI29㎡の第2種農地です。申請人は、兵庫県の〇さんと北友田2丁目の〇さんです。申請人の2人は、申請地を2分のIずつ所有しておりますので、連名で申請をしております。申請理由ですが、既に宅地拡張し、庭として利用しているものの、許可を得ていなかったため申請するものです。こちらも追認の案件となっております。場所ですが、こちら、赤い丸で示しているところになります。近くには星隈公園がございます。こちらが航空写真です。この赤で囲んでいる部分が、対象の農地となっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。

それでは、現地調査にご同行いただきました調査委員長から御意見をいただきたいと思います。お願いします。

調査委員

(髙瀬義徳)

事務局

(小野芳也)

私たちが見た限り、特に問題はありませんでした。

はい。ありがとうございました。

それではチェックシートの方にまいります。資料のNo.1の3ページ目から4ページ目に、4条のチェックシートがございます。こちら全ての項目に該当しないことが許可の条件となっておりますが、全ての項目に該当しておりません。許可を出す分には問題ないかと思います。

以上となります。

議長

(石井照久)

ありがとうございます。事務局、また調査委員長の方々の意見のとおり、これ全部は追認ということでございます。皆さんの中で、何かあれば御発言いただきたいと思います。

小山委員どうぞ。

推進委員

(小山一善)

7番を見たところ、まだ新しい宅地みたいなんですけど、これらを無断で、建築物を建てるのには、市の建築課とか土木課とか、チェック機能は無いのですか。前は、ベニア板で建築許可書といって、家を建てるときには、それを建てるとこに釘で打ち付けてあって、誰が見ても、許可取ってるな、ということが分かっていたんですけど、こういう面積も、約 I 反近い面積の中で、ただ追認のみで認めるということは、もう建て勝ちというか、上手くやった者が勝ちというようなことになって、農業委員会が全く機能していないんじゃないかと思いますが、その点について。

もう一つは、取下げになっております8番について、これも車庫・倉庫としてことになっているけど、取下げ した場合、後は、また畑に戻すのかどうか、ということで、事務局の方に、お答えをお願いしたいと思います。

議長

(石井照久)

事務局お願いします。

事務局

(小野芳也)

はい。お答えします。

7番の案件の方なんですけれども、こちら、家の方は古いものでありましたら昭和32年に建っておりまして、新しいものは平成元年に、建物が出来ております。本来であれば、委員がおっしゃったとおり、建てる前には都市整備課などに建築の許可を得なければいけないんですけども、こちらも、お話を伺った限り、御親類の方に大工さんがいらっしゃったりとかして、そういう方に頼んで建てているような経緯もございまして、工務店さんなどを通してやられてないということもあって、発見が出来なかったりというような形ではないかとは思います。ただ、こういった案件が頻発するというのは、悪いことなので、私どもも、家を建てる前には、建築協議がござ

いますので、協議に上がってきた分は、そちらで確認して、農地に無断で家等を建てないようにしたいとは思っております。

あと8番の取下げになった案件ですが、こちらは、今回、取下げになりましたが、次回といいますか、次の案件以降には、再度、こちらに上がってくるような案件になっております。

推進委員 (小山一善)

はい。よく分かったんですけども、親戚の方が大工で建てたと言っても、それには、やっぱり設計の方が関わってるんですよ。設計の図面無くしては、家などは、なかなか建たないと思うので、今後については、設計の組合があるかは知らないのですが、多分有ると思いますから、そこらに、キチっと建築許可をとって、じゃないと駄目ですよ。ということで、いくら親戚に大工が居るから、っと言っても、これはちょっと余りにも酷過ぎるんじゃないかなあ、と思いますので、そういうところを事務局の方で、周知徹底をお願いしたいと思います。以上です。

事務局

(小野芳也)

はい。ありがとうございます。御意見をいただきました内容について、関係機関と私どもとで協議いたしまして、また周知徹底の方をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

(石井照久)

小山委員、よろしいですか。

中島委員、どうぞ。

14番

(中島浩司)

14番の中島です。今、小山委員さんが言った、7番の案件と、9番の案件についてです。

これ7番の案件については、昭和32年と平成元年ということで、20年ルールというのは、適用されるんですか。それと9番に対しても、手前の方は、今回植林されたということなんですけど、奥の方は、もう40年以上経ってるということで、その辺の20年ルールとかの関係というのは、どういう感じになるんでしょうか。

議長

(石井照久)

事務局お願いします。

事務局

(小野芳也)

7番の案件に関してなんですけれども、こちら20年以上経っているので、非農地、現況証明ということも考えられるんですけれども、こちらは、建物、つまり家の方を、この〇さん御本人様の方が、自らも建てられてるような状況でございまして、非農地でいう木が自然に生えたとか、そういったものではなく、こちら4棟建物があって、先程、 I 番古いもので昭和32年、 I 番新しいもので平成元年と言いましたが、他にも昭和50年、昭和46年に建ってるといったような経緯がございましたので、こちらも、このような状況ですので、非農地と言うものではなく、もう違反転用になっておりますので、追認で出していただいたような形になっております。

もう I 件、番号 9 番の方なんですけども、こちらのスライドを、ちょっと見ていただきたいと思うんですけども、こちら航空写真になるんですけども、40年経ってる部分っていうのは、こちらこの上の部分、半分ぐらいになっておりまして、手前の方が、全く未だ I 年も経っていない状況でございまして、混在してるような状況になっております。

こういう状況でございますので、これが全体的に20年以上経っているというような森林であれば、非農地という考えもあったんですけども、およそ半分が、まだ、既に植林はしいてますけれども、20年要件を満たしてないという状況でございましたので、転用の追認の方で対応させていただいたところでございます。

以上になります。

議長

(石井照久)

何か、他にございませんか。

はい、飯田委員どうぞ。

8番

(飯田 隆)

8番の飯田です。7番・8番ですね。この8番の方、今回は上程しないということなんですが、次の来月でも、また、申請をするというのなら、もう、同じあれでしょうから、もう違反の中ですから、追認をするなら、もう7番も来月以降の総会に8番が上がってきた時に、一緒に審議したらどうですか。

議長

事務局、お願いします。

(石井照久)

事務局

はい。

(小野芳也)

7番の案件の方も、一緒にその時に審議するということですか。

8番

そういうことです。

(飯田 隆)

事務局

そうですね。

(小野芳也)

8番

どうして下げたかが分らない。

(飯田 隆)

事務局

8番の案件ですか。

(小野芳也)

8番

はい。

(飯田 隆)

(小野芳也)

事務局

こちらの申請自体はですね。8番の案件は、実際は書類の関係で、揃わないものというのがございましたので、その関係で、今回取下げていただいたような形になっております。

8番

(飯田 隆)

申請者の意向があるのでしょうが、今まで違反のままできてるので、ちょっとぐらい待っても一緒じゃないかなと思ったところです。

議長

はい。他に何かございませんか。

(石井照久)

はい。横田委員どうぞ。

3番

(横田秀喜)

3番横田ですけど。7番の問題なんですけど、一応、違法転用とことで、何年かに少しずつやった、というような状況のようですね。今回、7番と8番も含めて、何年に何を建てたのか、何年に何を建てたのか、そういう経過を、一度ちゃんと調べて、次回に報告していただきたいと。その時に、8番も一緒に出せば、一緒に8番も、説明していただかないとと。私も、ただ事務局の説明だけ聞いて「あぁそうですか」というわけにはいかないので、決して反対するわけじゃございません。追認で認めないといけないと思いますけど、そういった、ちゃんとした経過を、調べていただいて、次回の委員会で報告をしていただきたいと思っております。

以上です。

議長

(石井照久)

はい。

事務局よろしいですか。

事務局

(小野芳也)

はい。解りました。

ありがとうございます。

議長

他に何かございませんか。

(石井照久)

横田委員、来月の定例総会の時に、明細だけを出していただければいいということですかね。

3番

経過をちゃんと。

(横田秀喜)

議長

(石井照久)

経過だけですね。そうしましたら、横田委員、追認で今回の場合は、これを許可ということでよろしいですか。

3番

(横田秀喜)

経過を調べて報告していただきたい。その時、追認で認めればよい。

議長

(石井照久)

何か、他にございませんか。無ければ、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。御承認いただけますでしょうか。御 賛同いただける方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

(挙手委員多数)

議長

(石井照久)

はい。賛成多数でございます。

この件は、さきほど横田委員が言われたように、来月、明細の方を、解るように、事務局の方は、お願いいたします。

事務局

(小野芳也)

(石井照久)

はい。

解りました。準備いたします。

議長

賛成多数でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。

続きまして、8ページです。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の件、5件でございます。

事務局は説明をお願いいたします。

事務局 (小野芳也)

はい。事務局の方から説明させていただきます。議案書は8ページになります。議案第3号、農地法第5条について説明いたします。今月は、5件の申請が上がっております。

まずは、番号17番です。対象農地は、大字日高〇。地目は、台帳・現況ともに田。面積は、728㎡の第3種農地です。譲渡人は、下井手町の〇さん。譲受人は、三芳小渕町の〇さんです。申請地を譲り受けて、宅地分譲用地3区画分として利用したい。とのことです。こちら場所ですが、この赤い丸で示した部分になります。近くには、刃連町公民館や、三芳昭和園さんなどがございます。こちらが航空写真です。この赤で囲んでいる部分が、対象の農地となっております。続いて、こちらが字図です。こちらが、現況写真となっております。

続きまして、番号18番にまいります。対象農地は、大字有田〇。地目は、台帳・現況ともに田。面積は、538㎡の第2種農地です。譲渡人は、有田町の〇さん。譲受人は、有田町の〇さんです。申請地を譲り受けて、駐車場及び資材置場用地として利用したい。とのことです。こちら場所ですが、この赤い丸で示したところになります。こちらが、航空写真となっております。この赤で囲んでいる部分が、対象の農地です。こちらが字図です。こちらが、現況の写真となっております。この赤で囲んでいる部分が、対象の農地です。

続きまして、議案書9ページ目です。

番号は19番。大字東有田〇。地目は、台帳・現況ともに田。面積は、999㎡の第2種農地です。譲渡人は、上諸留町の〇さん。譲受人は、同じく上諸留町の〇さんです。申請地を譲り受けて、事務所及び駐車場、資材置場として利用したい。とのことです。こちら申請地ですが、この赤い丸で示した部分となっております。こちらが航空写真です。この赤で囲んでいる部分が、対象の農地となっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。この赤で囲んでいる部分が、対象の農地となっております。

続きまして、番号20番にまいります。対象農地は、大字庄手〇と〇。地目は、〇が台帳 田、現況 畑。〇が台 帳 田、現況 水路となっております。面積は、2筆合わせまして452㎡の第3種農地です。譲渡人は、中釣町の ○さん。譲受人は、亀山町の○さんと○さんです。申請地を譲り受けて、一般住宅として利用したいとのことです。こちら場所ですが、この赤い丸で囲んでいる部分になります。近くには、日隈公民館がございます。こちらが航空写真です。この赤で囲んでいる部分が、対象の農地となっております。続いて、こちらが字図です。こちらが現況写真です。この手前の大きな部分が○の現況です。奥の細い部分、こちらが○の写真となっております。こちらが、○を拡大したものとなっております。こちら、この水路なんですけども、この土地の形状が三角形の部分に、家を建てるんですけども、ここの雨水などの排水を、もともと田んぼで使っていた、この細長い水路を使って排水するということで、こちらもセットで購入という形になっております。

続きまして、10ページ目です。番号は21番。対象農地は、大字石井〇。地目は、台帳・現況ともに田となっています。面積は、101㎡の第3種農地です。譲渡人は、千葉県の〇さん。譲受人は、福岡県の〇さんです。申請地を譲り受けて、駐車場用地として利用したい。とのことです。こちらも、先ほど3条であったところと、4条でお話しした案件と、同じ場所となっております。場所は、ガランドヤ古墳の近くとなっております。こちらが航空写真です。この赤で囲んでいる部分が、対象の農地となっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。先ほど3条で話がありましたが、こちらですね。こちらを家として、〇さんが購入いたしまして、自宅兼事務所としてお使いになるということで、駐車場として、ここを使うという形になっております。

それでは、現地調査にご同行いただきました調査委員長から御意見をいただきたいと思います。

調査委員

(髙瀬義徳)

事務局

(小野芳也)

私たちが見た限り、特に問題は無いと思います。

ありがとうございました。

それでは、チェックシートの方にまいります。資料のNo. I の 5 ページから 6 ページに、第 5 条のチェックシートがございます。こちらの項目にも該当しないことが要件となっておりますが、どこにも該当しておりませんので、許可を出すには問題ないかと思います。

以上となります。

議長

(石井照久)

今、事務局、また調査委員長の報告のあるように、問題が無いというような意向でございます。

皆さんの中で、何か有れば御発言いただきたいと思います。

江藤委員、どうぞ。

4番

17番の写真をちょっと見せていただいてもいいですか。

(江藤義幸)

そこで新しく何か、そこの一角にコンクリートをしてますけど、これは何ですか。それは、この用地に含まれ ているということでしょうか。

事務局

そうですね。 (小野芳也)

ここも用地には含まれております。

4番

これは何ですかね。

(江藤義幸)

その前に、ああいう工事をしたんでしょうか。

事務局

(小野芳也)

これはですね。はっきりとは確認しておりませんが、下水の枡だと見て取れます。

4番

(江藤義幸)

これは、今度の造成に伴って、この部分に作ったという考え方で…

事務局

(小野芳也)

いえ、これはですね。公共下水道の管といいますか、その立ち上がりといいますか、それが市街地では、普通 の農地にも設置しておりますので、この農地にも以前からあったものだとは思われます。

4番

そうですか。

(江藤義幸)

今回、新しく作ったものかと思って、ちょっと質問させていただきました。

議長

はい。よろしいですか。

(石井照久)

他に何かございませんか。

無ければ、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。御承認いただけますでしょうか。御賛同いただける方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。ありがとうございます。

(石井照久)

全員賛成ですので、議案第3号は、原案どおり、許可相当といたします。 はい。調査委員長さん、終わりでございますので、一言お願いいたします。

調査委員

(髙瀬義徳)

慎重御審議ありがとうございました。

議長

(石井照久)

お疲れさまでした。

それでは、IIページ、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。

新規24件、再設定18件、解除条件付き再設定1件、中間管理事業(一括方式)新規39件、中間管理事業(地籍等変更)1件、解約4件でございます。

この前に、議事参与の方がおられますので、退室をお願いしたいと思います。

○番の○委員、退室をお願いいたします。

(○委員 退席)

では、○委員の関係を先に審議していただきたいと思います。 21ページNo.213、22ページNo.214。借り手、○の件でございます。 それから、○番の○委員の件もございます。○、一緒に審議をお願いしたいと思います。 52ページNo.274。借り手、○の分でございます。 この2件つきまして、よろしいでしょうか。

(はいの声)

議長 (石井照久)

はい。ありがとうございます。承認したいと思います。

(○委員 着席)

はい。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼され、また本市の基本構想に適合するとともに、権利者が経営地の全てを効率的に利用し、必要な農作業を常時従事するものとして作成されたものです。

それぞれの委員のエリアにおいて、御確認をお願いしたいと思います。問題が有れば、挙手をして、御発言願いたいと思います。

小山委員、どうぞ。

推進委員

(小山一善)

はい。御覧になって、皆さんビックリすると思うんですけど、〇さんが、私も計算したら、約7.5へクタールの上、この農地を借りて、たぶん大豆だろうと思うんですけども、この方は、稲も作っている中で、令和2年の7月ですか。女子畑の改良区の生命線とも言える水路が水害を受けたもんですから、途中が陥没して、水が一斉来なくなって、水田が出来ないということで、この農地委員の飯田委員、あるいは湯浅委員さんも、その農地を借りて、稲作を耕作していたんですけども、この前の県の説明がありまして、来年の2月に、一応、水が通るようになるということで、残りについては、県が計画的に素掘り水路の中をコンクールで巻いてするという、説明がございました。そうした中で、これだけの面積を1人、従事者1人で、大豆を作付けするということになれば、相当の・・・。

今日は、原田委員が来てないんですけれども、大豆というのは、播種期間が限られてるんですよね。一番適期が7月10日前後で、梅雨が上がるか、上がらん頃で、その中で、これだけの面積を、作付しなきゃならない、ということで、それなりの機械も要るし、労力も要るし、よう頑張ってくれてるな・・・。〇が居なければ、恐らく、この水田は、水が来ないということで、もう荒れてしまったんじゃないか、と思う中で、一生懸命頑張っているということで、出来れば、これは農業振興課のことなんですけども、私たち農業委員会として、ぜひ農業振興課の方に、〇をバックアップ出来るような体制をとっていただきたい。ということを要望して、荒らさないようにしていただきたいと思います。

もう今年で3年目ですから、農家の方も、3年目、4年目になると、もう持っていた機械も駄目になるし、もう年齢も、それしこ三つも四つもいって、もう田植もせれれん、しるしい、というのが現状ではないかと思うので、こういうやる気のある人たちを、私は大事にした方がいいと思いますので、会長、ぜひその方向で、農業振興課へ何かの形で、〇をサポートしてやってください。

ということで、申入れを、ぜひしていただきたいと思います。 以上です。

議長

はい。ありがとうございます。

(石井照久)

農業振興課と協議した上で、対処したいと思いますので、よろしくお願いします。

何か、他にございませんか。 はい。中島委員どうぞ。

推進委員

すいません。推進委員の中島です。

(中島幸一郎)

234番の中で、お聞きしたいんですけど、解除条件付というのは、どういうことなんですか。こういう条件付というのを、ちょっと後学のために、私も参考にしたいので、聞かせてもらいたいと思います。

議長

事務局、お願いいたします。

(石井照久)

事務局

はい。解除条件付についてでございます。

(太郎良悠希)

本来、法人で農地を持つことというのは、原則出来ない、となっております。一方で、法人で農地を持つことができる方もいらっしゃいますが、それは農地所有適格法人というものになっていればできる、ということになっております。で、それと、ただ農地を借りる場合については、この解除条件というものをつけて、要は、農地として使わなくなったら、合意解約ではなくて、一方的に契約を無し、という風にする、そういった解除の条件をつけて、貸し借りを結ぶことが出来る、ということになっております。今回の場合も、適格法人ではない法人さんが農地を借りるということでございますので、解除条件をつけた契約を結ぶということになっております。

議長

(石井照久)

中島委員、よろしいですか。

推進委員 (中島幸一郎)

その場合、例えば期間とか、どうセッティングするんですか。

例えば、ここの場合だったら4年9ヶ月でありますよね。その間に、そういう条件になった時、極端な話、2 年ぐらいで無条件にもう解約というようなことでいいんでしょうか。

事務局

(太郎良悠希)

確かに、作らなくなったり、極端に言えば、荒らしてしまった場合の、どのタイミングで、っていうのは、その場に応じて、ということにはなろうと思いますけども、基本的な考えとしては、もう耕作をしてない、管理をしてない状態になれば、解除させる可能性が十分出てくる。とことになります。

推進委員

(中島幸一郎)

その場合、貸し手側ですか、借り手側から申し出があるんですか。

事務局

(太郎良悠希)

はい。

貸し手側と捉えていただいて良いです。

議長

(石井照久)

他に何かございますか。

よろしいですか。

それでは、計画要請内容は、別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び 基本構想の各要件を満たしていると考えます。御意見が無かったら、御承認いただけますでしょうか。

(はいの声)

議長

はい。ありがとうございます。

(石井照久)

続きまして、55ページ、議案第5号現況証明書(非農地証明書)の発行について、2件でございます。 事務局は、説明をお願いいたします。

事務局

(中村 仁)

それでは、議案集55ページ、議案第5号、現況証明書の発行についてです。

今月は2件、申請が上がっております。

まず21番。大字大肥の〇と〇で、登記地目は畑、現況は原野と山林。面積は、430㎡と813㎡です。申請人

は、大肥本町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためで、発行基準4「森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地」に該当するものです。場所ですが、大明小中学校の北方、迫公民館から山へ入ったところになります。航空写真で見ますと、このようになっておりまして、拡大した写真がこちらになります。こちらが字図です。現在の状況は、このようになっております。写真手前の草が大人の背丈ほどあり、近づくことが困難であったため、遠目からの写真になっております。

続いて22番。大山町西大山〇で、登記地目は畑、現況は原野。面積は126㎡。申請人は、大分市の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためで、発行基準4「森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地」に該当するものです。場所ですが、旧大山中学校跡の手前から西へ登ったところ、後迫バス停から左へ入りまして、高村鉄工所さんの道路を挟んだ向かい側になります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが拡大した写真です。こちらが字図になります。現在の状況はこのようになっております。仮に畑として復元出来たとしても、斜面が急なこと、里道に挟まれていること、他の農地との集約が困難なことなどから、非農地であると判断しています。

以上の案件につきまして、各地区御担当の推進委員さんから御意見をいただこうと思いますので、よろしくお 願いします。

推進委員 (佐谷野利幸)

大鶴地区の最適化推進委員をしております佐谷野でございます。先ほど写真で示されたように、以前は、里道程度のものは有ったんですけれども、近づくことの出来ないような、写真のとおりの荒廃地になっておりますので、現況証明、よろしくお願いしたいと思います。

推進委員 (河津昭二郎)

はい。22番の件ですけど、写真でも分かるように、もう荒れてます。斜面にもなってますので、現状に戻すのは、ちょっと難しいかなと思いますので、非農地だと思います。お願いします。

事務局

(中村 仁)

事務局からの説明は、以上です。

議長

(石井照久)

はい。ありがとうございます。

議案第5号、2件でございます。

何かございますか。無ければ、現況証明書・非農地証明書を発行してよろしいでしょうか。

(はいの声)

議長

(石井照久)

はい。ありがとうございます。

この2件につきまして、発行いたしたいと思います。

続きまして、議案第6号、日田市農業委員会事務規程の一部を改正する告示を次のように定める。ということでございます。事務局、説明の方お願いいたします。

事務局

(今田秀樹)

議案第6号の日田市農業委員会事務規程の一部改正の件について説明します。

56ページを御覧ください。

今回、規定の別表第 I 種の文書の保存期間を「永年」から、左側の改正後の表に示してありますとおり、「30年」に改めるものでございます。

日田市農業委員会事務規程では、第12条におきまして、文書の保存期間が示されております。また、次の第 13条に「文書の取扱いに関しては、市長の事務部局の例による」と記されております。

市では、国や他市の基準を参考に、公文書の保存期間を見直し、令和4年4月1日に、日田市文書取扱い規程 を改正し永年保存を廃止し、30年保存という区分を設けております。

今回の事務規程の一部改正は、市の文書の取り扱いの変更に伴うものでございまして、今回の改正に合わせまして、経過措置としまして、これまで永年保存文書としていたもののうち、すでに30年を経過している文書においては、30年を経過している文書においては、保存期間が満了したものとされます。

まだ、30年を経過していない永年保存文書につきましては、30年を経過したのち期間満了となります。な

お、30年を経過した文書のうち、特に歴史的価値を有すると認められる文書につきましては、歴史的公文書として、日田市の中で別に保管されることとなります。

説明は、以上です。

議長

(石井照久)

ありがとうございました。

ただいま議案第6号を事務局の方より説明いただきました。日田市農業委員会事務規程の一部を改正するということでございます。

よろしいでしょうか。

(はいの声)

議長

(石井照久)

はい。それでは承認いたしたいと思います。

続きまして、58ページ議案第7号、日田市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準を次に定める。ということでございます。

事務局は、説明の方をお願いいたします。

事務局

(今田秀樹)

はい。議案第7号の「日田市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準」の制定の件について説明します。

58ページを御覧ください。こちらが、今度、制定します運用基準になります。

昨年度末になりますが、農業委員会におきまして、主に農地利用最適化推進委員が、現地調査や地域計画の目標地図作成などに活用するため、19台のタブレット型端末機を購入いたしております。

このタブレット型端末機の今後の本格運用に向けて、運用基準を定めるものでございます。

この運用基準には、第3条から第5条にありますとおり、貸与に関する取扱いや手続きについても定めており

ますが、特に、このタブレット型端末機には、土地や所有者の情報などが格納されておりますことから、第6条 にありますように、情報のセキュリティーについての定めがあります。

なお、この運用につきましては、国から提示されました雛形をもとに、私ども日田市農業委員会事務局で直した後、市の総務課行政係にて確認修正をいただきまして、本日ここに上げさせていただきました。

説明は以上です。

議長

(石井照久)

はい。ありがとうございました。

この件につきまして、どなたか御質問のある方おられませんか。

それでは、議案第7号です。

日田市農業委員会におけるタブレット型端末に関する運用基準、よろしいでしょうか。

(はいの声)

議長

(石井照久)

はい。ありがとうございます。承認いたしたいと思います。

それでは、62ページ、議案第8号でございます。

6月の調査委員の選任についてでございます。私の方に一任させていただいてよろしいでしょうか。

(はいの声)

議長

(石井照久)

それでは、指名いたしたいと思います。

8番 飯田隆委員、12番 川津清則委員、15番 美野英俊委員の3名の方にお願いしたいと思います。

それでは6番の報告に入りたいと思います。

(事務局から報告)

報告第 | 号 「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」に対する回答について

議 長 (石井照久)

それでは、7番、その他に入っていきたいと思います。事務局の方よろしいですか。

(事務局から報告)

(1) 6月現地調査

日 時 6月26日(月) 午前9時~ ※ 調査委員のみ

(2) 6月調査委員会

日 時 6月29日(木) 午前9時~ ※ 会長、副会長、調査委員

(3) 6月定例総会

日 時 7月 I O 日 (月) 午後 2 時~ 会 場 7階 大会議室

(4) 行事日程

4月21日(金)常設審議委員会(大分市) ※会長

(5) その他

- ・「5月分 農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・「5月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

事務局

(今田秀樹)

それでは、本日の議事・報告等を全て終わりましたので、これで一旦終了させていただきたいと思いますが、 この後、追加議案がございます。

追加議案は、農地利用最適化推進委員の選任についての人事案件でございますので、農業委員のみで議事を進行したいと思いますので、農業委員はお残りください。

農地利用最適化推進委員の皆様はお疲れさまでした。

ありがとうございました。

議長

(石井照久)

大変お疲れでございました。

追加議案でございます。

議案第9号、日田市農業委員会の農地利用最適化推進の選任について、を審議いたしたいと思います。

ただいま議案をお配りしましたが、皆さん、全員に回ってますか。

はい。それでは、定例総会を再開いたします。

農地利用最適化推進委員選考委員会委員長の報告ということで、本案は日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第11条により基づくものでございます。

なお選考の経過は事務局から説明をしていただきます。それでは、事務局お願いいたします。

事務局

(今田秀樹)

はい。それでは、ただいま上程いただきました議案について御説明いたします。

本日、この定例総会に先立ちまして、日田市農地利用最適化推進委員に関する選考委員会設置要綱に基づき

「第2回農地利用最適化推進委員に関する選考委員会」を開催いたしました。

選考委員会は、設置要綱第3条の規定により、会長・副会長・役員・事務局長を選考委員といたしております。なお、選考委員会は設置要綱の第6条第3項の規定により、過半数の出席がありましたので成立いたしております。

会議の中で、設置要綱第2条に規定する所掌事務について確認をいたしております。まず | 点目農業委員会の求めに応じ、合議によって推進委員の候補の選考を行い、農業委員会に報告すること。2点目は候補者の選考にあたっては、当該者の書面審査のほか、必要に応じて、面接その他委員長が適当と認める方法により、審査を行うことを再確認いたしました。

縦型の追加議案の資料を御覧ください。こちらが選考結果の一覧となります。この表の色塗りをしている部分は、4月10日の定例総会にて既に決定をいたしております区域の方となります。

今回は、その他の10区域が対象でございます。

推薦・応募のありました10名全員、農業委員会等に関する法律第18条第4項による欠格条件、破産開始の決定を受けて復権を得ない者、禁固刑以上の刑に処せられた者に該当する方はおりません。

また、日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第4条第 | 項の住所要件に該当することを確認しております。

次に、推薦・応募のありました10区域におきましては、1人しか候補者がいませんので、基本的にその方に決 定となります。

基本的な考えとして、選考にあたっては透明性・公正性を確保するため、選考方法を作成し、その選考方法に 基づきまして選考することといたしました。

選考基準につきましては、提出された推薦申込書・応募申込書に記載された客観的な観点で点数を用いた評価加点方式で評価を行いました。

評価手順といたしましては、お手元の評価項目のとおり、基礎的項目として一つ目に、農業に関わる評価、二つ目に活動に対する熱意の評価、三つ目に担当区域での活動で評価を行いました。

また、この評価に伴いまして全ての方が農業委員会に関する法律第17条の規定に該当する者と判断いたしまし

た。

追加議案の記載のとおりということで選考いたしました。

続きまして、評価項目について説明いたします。改めて追加議案の資料を御覧ください。

|枚目に、本日|3時より行いました選考委員会の結果一覧を載せております。

今回公募しておりました10区域において10人の公募があり、全ての区域で、応募者は1名となっております。

結果を発表いたします。

高瀬区域 〇さん、三芳区域 〇さん、三花・小野区域 〇さん、東有田①区域 〇さん、光岡区域 〇さん、 夜明区域 〇さん、東大山区域 〇さん、馬原区域 〇さん、中川区域 〇さん、五馬区域 〇さんに。

以上の10名の方をそれぞれの区域の1位に決定いたしました。

決め方の概要としましては、資料の2枚目に載せておりますが、この選考方法は部外秘ということでお願いいたします。

この選考方法につきましては、前回、4月10日の定例総会で説明したものと同じですので、説明を省かせていただきたいと思います。また、今回は各区域での候補者が全て | 名であり、それらの方が、全て選考対象となる者でありましたことから、必然的に | 位という順位となり、今回の議案に名前が載っている方になります。

私の方からは、以上でございます。

議長

(石井照久)

ここで質問を受けたいと思います。何かございますか。

地区の自治会長さんに相談したりとかしてですね、ここの武内局長が、相談に行ってもらったりですね。大変 苦労して名前を出していただきました10名の方にはですね。

副会長にも、大山の方はそうですよね。

大変な状況になって、農業委員の方は、すぐ定員になったんですけど、推進委員の方が、やっぱり、なかなか、成り手が少ないということでございました。

よろしいですか。

河津委員、どうぞ。

||番

(河津裕治)

縦型の議案資料と横型の議案の○さんの住所が違うんですけど。

事務局

(今田秀樹)

縦型の方が、申込み用紙の方に○様が書かれた住所になります。

選考の表としましては、そちらの方を用いましたけれども、議案の方に書いているのは、全て住民票に載っている住所で、他の方も、町名とかもそうなんですけれども、議案の方は、住民票に載ってる正式な住所で書かせていただきました。

○様が、今、住民票上が、○に置いてるんですよね。ただ実際は、こちらの縦型の資料の表にある申込み用紙 に書いていた住所に、ほとんど住んでいらっしゃるということのようです。

議長

(石井照久)

他に何かございませんか。

それでは、ここで採決に移りたいと思います。

高瀬区域に〇氏、三芳区域に〇氏、三花・小野区域に〇氏、東有田①区域に〇氏、光岡区域に〇氏、夜明区域に〇氏、東大山区域に〇氏、馬原区域に〇氏、中川区域に〇氏、五馬区域に〇氏を選任することに御賛同いただける方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第9号、日田市農業委員会の農地利用最適化 推進委員の選任については、原案のとおり承認いたします。

それでは、改めまして、追加議案の議案第9号につきましては、原案のとおり承認されたことを報告いたします。

ありがとうございました。これで、19区域すべてでの選任が決定しました。 事務局 (今田秀樹) なお、推進委員への委嘱は7月20日を予定しております。 以上でございます。 本日の議事をすべて終了いたしました。 お疲れさまでした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年7月13日

議 長 会長

署名委員 3番

署名委員 16番